

地方分権改革の推進に関する緊急要望

いわゆる地方分権一括法が昨年4月に施行されるなど、地方分権改革は、その大きな一歩を踏み出したところであるが、真の分権型社会の構築のためには、なお、取り組むべき課題が残されている。

地方六団体としては、地方分権推進体制を引き続き維持するよう強く要望してきたところ、政府においては、地方分権推進委員会の新たな後継機関として地方分権改革推進会議を設置し、残された課題に取り組むこととなったところである。

地方分権改革推進会議におかれては、地方分権推進委員会が我が国の地方自治に残した画期的成果を承継し、真の分権型社会の創造のため、地方公共団体の自主性・自立性を高める観点から、いわゆる地方分権一括法による制度の適正な運用の定着のための監視を行いつつ、国と地方の役割分担の在り方や国から地方への税源の移譲を含めた地方税財源の充実確保策の具体化等の重要課題の解決に向けて精力的に取り組んでいただきたいと考える。

また、国においては、地方分権改革推進会議が示す地方分権型社会の創造のための具体的な意見については、最大限尊重して必要な措置を講ずるとともに、引き続き地方分権推進計画に基づく施策の実施状況等を監視していただき、地方分権の一層の推進に積極的に対処されるよう要望する。

平成13年7月18日

全 国 知 事 会

地方税財源の充実確保に関する緊急要望

現下の地方財政は、景気の低迷による税収減のほか、景気対策としての減税や公共事業の実施、これらに伴う地方債の増発による公債費の増加等により危機的な状況にある。

先般、国においては聖域なき構造改革をすすめるための「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」を閣議決定したところであるが、当面する平成14年度の地方行財政の安定的運営を確保するため、下記の事項について適切な措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 地方税財源のあり方について議論する場合にあっては、国が法令でその実施を義務づけているもの等が地方歳出の大半を占めている実情を十分に踏まえるとともに、国と地方の役割分担、税源の国から地方への移譲による地方税の拡充、国庫補助負担金の整理合理化、地方交付税制度のあり方などを一体のものとして有機的な関連の下に取り扱う必要があること。
- 2 地方税源のあり方については、地方における歳出規模と地方税収入の乖離を縮小するという観点にたってその充実を図っていく必要がある。この場合、偏在性が少なく税収の安定性を備えた税源の国から地方への移譲等を行い、地方税源の拡充強化を図ることが不可欠であること。
- 3 税源の移譲等による地方税の拡充をしても、これに伴い税源の偏在による財政力の格差が拡大する可能性があることから、この格差を是正する財政調整機能の必要性は高まると考えられるので、引き続き地方交付税制度を堅持すること。
- 4 地方公共団体としても徹底した行財政改革を推進しているところであるが、大幅な財源不足が継続し巨額の借入金残高を抱えている状況にあることから、財政の健全化を図り、今後増大する行政需要へ適切に対応するため、地方税、地方交付税など所要の地方一般財源の充実確保を行うこと。

平成13年7月18日

全 国 知 事 会

法人事業税への外形標準課税の早期実現に関する緊急要望

全国知事会は、法人事業税への外形標準課税の導入について、税負担の公平性の確保、応益課税としての税の性格の明確化、基幹税としての収入の安定化、経済の活性化、経済構造改革の促進等の観点から、全国的な制度としての導入を長年にわたり要望してきたところである。

地方分権推進委員会の「最終報告 分権型社会の創造：その道筋」や経済財政諮問会議の「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」においても、法人事業税への外形標準課税の導入の必要性が示されているところである。

都道府県の基幹税である法人事業税の安定的確保等を図るため、外形標準課税の導入は是非とも必要であり、平成14年度税制改正においてこの実現を図るよう強く要望する。

平成13年7月18日

全 国 知 事 会